

第6回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日(月) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 14人

会長	1番 内海 武博						
会長職務代理者	2番 作田 博	3番 折元 文則					
	4番 上野 悟	5番 安井 弘之	6番 夏見 弘則				
	7番 得納 逸二	8番 宮丸 和也	9番 鈴木 義昭				
	10番 萩田 光	11番 日南田貴美	12番 吉儀 良弘				
	13番 桜井 陽子	14番 島津 健治					

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし

5. 議事録署名委員の指名 10番 萩田 光 12番 吉儀 良弘

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件3筆)

議案第30号 非農地証明申請について(3件3筆)

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)

議案第32号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)

第2 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について

(4) 農業相談について

第3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) 開会 13時30分

事務局 定刻となりましたので総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 はい、皆さん改めてこんにちは。ちょっと暑い日がこれから続くようで体調には十分に気を付けていただきたいと思います。ほんとに蒸し暑い、不快指数の高いこの頃ですけど、農家の仕事をすれば、今どのような状況になっている

んでしょうね。最近こう見て回って、水田に藻が、表面にものすごく繁茂して、繁茂のひどいところはやっぱり生育が良くない様な感じがしますし、それからところどころ穴が開いたようになっているという。今年はちょっと、米の出来具合が例年に比べて良くないんじゃないかなと言う懸念を持っている訳です。全国農業新聞5/27「人・農地関連法が成立」したと言う新聞内容です。ここにこんなことをせんといけんというのを、結構書いてありますんで、これがこれから今後我々が取り組んで行かなくてはいけないと言う項目かなと思っています。それに付随して、6/17と6/24の全国農業新聞へこの改正法に関することで農業委員会の役割ということについて、横浜国立大学の田代洋一名誉教授の寄稿、24日には担い手8割集積、目標再検討が必要と言うような大きな見出しになっていましたが、8割せんといかんと言う流れの中で、こう言うふうな事がはじまる。またゆっくり読んでみていただければと思います。それから今日は、総会後に、先般、5/31、6/1と全国の農業委員会の会長の大会がありましたんで、その報告をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

はい、それでは第6回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任の委員は14人、本日の出席委員は14人でございます。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、10番 萩田光委員さん、12番 吉儀良弘委員さんにお願いします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集35ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約の関係が2件ございます。(以下2件15筆について議案集により報告。)説明については以上です。

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は1名のみ入室し、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願ひします。

(付議事項)

(議案第29号)

議長 それでは、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3件3筆)を議題といたします。

報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、説明をさせていただく前に、議案集の差し替えをお願いいたします。
(9ページ、10ページ差し替え)

では、議案集 1 ページをご覧ください。議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

(議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
[REDACTED] (所有権移転)	[REDACTED]	田 1 筆 1,811 m ²	太陽光発電設備	是竹・堀田・茶谷	第 2 種農地 農用地区域外
[REDACTED] (所有権移転)	[REDACTED]	田 1 筆 1,968 m ²	太陽光発電設備 (始末書提出)	是竹・堀田・茶谷	第 3 種農地 農振地域外
[REDACTED] (使用貸借権設定)	[REDACTED]	田 1 筆 1,139 m ²	●広島県農業会議「意見陳述案件」 工事現場の資材置場 (一時転用)	溝上・若山・下野	第 1 種農地 農振農用地区域

- 事務局 (1 件目について議案集により朗読説明。)
- 議長 1 件目について是竹委員さんより報告をお願いします。
- 是竹委員 はい、報告いたします。6月19日、茶谷委員さん堀田委員さん3名で現地確認いたしました。現地ですが、県道 [REDACTED] 号線、[REDACTED] になります。ちょうど県道からちょっと下がったところに現地があります。ここは、3・4 年前に水害があったところで、その上の池がつぶれてしまっている状況なんです。現地へ行きますと、何年か前から作られておりませんが、草はきれいに刈られて管理をされていました。3人で確認したんですが、何も問題ない、ということになりましたのでよろしくお願ひいたします。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 (2 件目について議案集により朗読説明。)
- 議長 2 件目について堀田委員さんより報告をお願いします。
- 堀田委員 失礼いたします。去る6月19日午前9時半ごろから。是竹委員、茶谷委員、私と、2 件目の案件につきまして調査を致しました。場所は県道 [REDACTED] 号線の [REDACTED] へ走っていきますと、200~300m位の所、右側の田圃の真ん中でございます。現地は3枚の圃場になっておりまして、地番は一つの地番になっております。現地を調査しましたところ、太陽光発電になりましたけどが、造成すると言うようなこともないし、これをすることによって、近隣の営農上の影響ないと言うふうに判断いたしました。用水につきましては、現在も圃場の排水路が、そのまま [REDACTED] の方から流れてくる川に直結しそれに流されるということで問題ないというふうに考えました。事務局からありましたように、一部に庭木が植えられていて、始末書が出ておりますが、これは、おそらく

く生産調整が始まったころの、その一巻として、■さんの先代が、花木として植えられている。それがだんだん大きくなって庭木のようになったとういうふうに承知いたしとります。今回これも一緒に併せて、農地から除外をして転用すると言う事でございます。別にこのことによって営農上の問題はありませんし、まっとうだと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目の申請内容について朗読説明。)

議長 3件目について溝上委員さんより報告をお願いします。

溝上委員 はい、失礼します。19ページ、場所は■の隣に消防の格納庫があるんですけど、その下の田んぼなんです。写真見ていただければわかるように、重機が入って表土を剥いでおります。日頃、近くを通るので暗渠排水でもするんかなと思っていたんですが、全面表土を剥いだんで、「これはどういうことなあ」と思って聞いたんですが、「池の改修の資材置き場にしたい」ということだったので「それはちょっと待ってください。許可が要りますよ。」ということで、事務局に相談しまして、それから譲受人さんの方へ行きました、「実は、これこれこういうことで、これはちょっとすぐストップしてくださいね。許可下りるまで、出来ませんよ。」ということで、速やかに必要な図面等を付けて、正式に委員会へ申請いただきました。それで、これを持って6月19日6時から、下野委員さん、若山委員さん3名で現地確認をいたしましたが、ストップをかけて以降全然動いておりません。ここが基盤整備されているんですが、三角な田圃で。田植えはこれまでしておられた記憶がないんです。管理は適切にされておりまして、■さんが野菜を植えたりしておられましたが。そういう所でございます。現地確認をしましたところ、■造成もきちっとなされる。当然撤去もですけれども、現状に於いて、土砂の流出とか、あるいは周辺の迷惑がかかるとか、雨水処理とか言うようなものは特に必要ございませんので、これは許可してよろしいもんだと言うふうに3人の意見が統一したわけでございます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。これ仮の資材置き場ですけど、また、農地に戻るということですよね。■さんが管理をされると言うことですよね。

溝上委員 そうですね。

10番 はい、わかりました。

議長 よろしいですか。
議長 事務局。
事務局 はい、先程、合意解約の話をさせて頂いた中に、転用が終わりましたら、再度利用権設定をされると双方へ確認しています。以上です。

議長 はい、他にはありませんか。
議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、
挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。また、
3件目につきましては、広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第30号)

議長 続きまして、議案第30号「非農地証明申請について」(3件3筆)を議題
いたします。

報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集25ページをご覧ください。議案第30号「非農地証明申請に
ついて」です。

(議案第30号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい発年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 85m ² (現況宅地)	H12年頃	地目変更 (始末書提出)	堀田・是竹・茶谷
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 126m ² (現況宅地)	H13年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆 105m ² (現況宅地)	H元年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山

事務局 (議案集により1件目の申請内容について朗読説明。)

議長 1件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 失礼いたします。先ほどの5条申請と隣接する土地になりますけども、先般、
是竹委員、茶谷委員一緒に現地調査を行いました。26ページの地図で見ても
らいますと申請人さんの前の所へ県道[REDACTED]号線が通っておりますが、大きい方
がバイパスでして、元々は小さい道があったんですね、バイパスが出来た時に
おそらくバイパスから申請人さんの家に入る道ですね、付けられたんだろう
と思います。その一部が畠として残っておりまして、その畠の所に庭木をです
ね、植えられております。始末書では平成12年頃となっておりますが、私は、
それ以前かなと思うんですが、いうふうなことで、現状は28ページの写真に
ございますように、進入路から左の方が庭木が植わっとりまして、相当年数も

経過しております。非農地として扱っていくのが妥当ではないかというふうに3人の意見が一致したところでございます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、4番委員さん。

4番 はい、4番上野です。この非農地へは、ソーラーパネルはつかないんですか。

堀田委員 付かないです。

4番 つかないんですね。

堀田委員 はい、前の田圃の一部の所へは庭木が植わっとると言いましたけど、その所は進入路、パネルそのものはそこに置かないが、その田圃へ入る進入路のために、それを全部切ってしまうと言うふうに本人は話されておられました。今回の非農地の案件の所はそのまま庭としておくということでございました。

4番 だから、太陽光パネルを設置する場所に、この非農地が入っている訳じゃないということですね。

堀田委員 ないですね。

4番 はい、分かりました。

堀田委員 太陽光パネルをするところは、地目が水田になっております。この案件は畑地だったところであります。

議長 はい、他にはありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目及び3件目についての申請内容について朗読説明。)

議長 2件目・3件目について西委員さんより報告をお願いします。

西委員 はい、2件あります。1件目、以前、畑の隅に小さな小屋があったんですが、その使い勝手が悪くて、新しく農機具庫として建てて一部を車庫として利用されています。その倉庫を建てるにあたり拡張して建てられたものだと思います。残りの畑は現在使用されておらず草刈等での管理をされております。

2件目、約20年前のことと言われましたが、前の新築にあたり宅地が狭く写真のとおり、水田の一部に拡張工事をしたということです。いずれも農地法の手続きをする余地もなく建築されたもので、2件とも始末書を提出されました。私自身、農業委員会の事に携わって、このようなことが必要だと改めて勉強しているところなんですが、もう少し皆さん、知つていただくために広報活動してもらった方が良いんじゃないかなと感じております。また歩かしてもらうんですが、どこまで踏み込んで話をしたらいいのか、ちょっと迷っているところです。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

- 議長 今まで突っ込んでと言う話は事務局の方で何か補足がありますか。
- 西委員 おそらく、他の推進委員さんも困っておられるんじゃないかなと感じたんですがね。ある家へ行って、話したら「なんでお前らがそこらまで突っ込んでくるんか」と叱られるようなこともあるんです。それで、あまり言われんし、そうか言っても、教えてあげんといけんのじゃないかという所もあるし、どこまでやって良いんだろうかと思っています。
- 事務局 そう言った話も出て来るとは思いますが、「農地最適化推進委員の業務の一環として」というような話をして頂きたいのが一つと、そのためには皆様にお配りさせて頂いた「身分証明証」を持って現地を確認して頂きたい。そういう資格を持って、農地法に基づいて現地を回っている。そう言ったところでお話を聞いていただければなと言うふうには思います。それから、先ほどあった無断転用の関係でございますが、今年につきましては、4月に無断転用の関係につきましてはチラシを全戸配布させて頂きましたし、つい最近でございますと、皆さんご協力頂いた調査でそう言った無断転用されていると思われる農地につきまして、該当される農家の方へ対応して頂きたいと通知をしている状況でございます。啓発につきましては、今年は一回やったので、引き続きどこかの段階でとかですね。それと併せて毎月1回の農業委員の農業相談案内の無線放送の中でもですね、農地の無断転用は出来ません、というような内容の事もお話をさせて頂いているので、そう言った物で今後も対応させて頂きたいというふうに事務局の方では思っております。
- 西委員 中々ここまで意識を持って聞いておられる方が、いないんじゃないかなと思って。私もね、委員をする人が居らんけえやつてくれと言われて、それで推進委員をさせてもらっている訳なんですが、そんな内容というものを全然今まで知らんかったんですよね。それがこの世界へ飛び込ませてもらって、戸惑いながら、やらせてもらっている様な訳なんです。だから、「勉強せんけえよ」と言わわれればそれまでかも分らんのですが、中々難しい面があるなあ、叱られてみたりとか。すみません。いらんことを言いました。
- 議長 いいえいいえ。ありがとうございました。
- 議長 ほかにございませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告して頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うこと賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。
- (議案第31・32号)
- 議長 続きまして。議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第32号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配

分計画（案）について（利用権設定）」は、関連がありますので一括して議題といたします。

この議案は世羅町長より、それぞれ諮問されており、農業委員会の意見を求めております。事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。それでは別冊議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）」2ページをお開きください。（以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明）。

甲山地区 3筆 2,137 m² 世羅地区 7筆 9,731 m²

世羅西地区 4筆 3,702 m² 合 計 14筆 15,570 m²

続いて別冊議案第32号「農用地利用配分計画の作成について」農地中間管理機構の広島県森林整備・農業振興財団から配分計画されたものになります。3ページをお開きください。世羅地区（農）とくいちさんが1筆 1,799 m²、安達さんが2筆 1,319 m²作付けをされる計画が出されております。説明については以上です。

議長

はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ございませんか。

議長

原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長

それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長

はい、どうもありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長

本日の議案は、全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長よろしくお願ひいたします。

（議長交代・折元副会長が進行）

14時10分

（報告事項）

議長

それでは、報告事項（1）については冒頭に報告がありましたので、報告事項（2）「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局

はい、議案集36ページをご覧ください。報告事項（2）「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。（以下議案集により朗読説明）

（報告事項（2）「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容）

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	畠3筆 田6筆 計 12,334 m ²	R3年12月9日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	田4筆 計 3,702 m ²	R3年8月9日	[REDACTED]より相続

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」の内容

届出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 74 m ² (現況 宅地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農振該当なし

事務局 はい、議案集37ページをご覧ください。報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。これは、農地法施行規則第29条第1項、農地の転用の制限の例外に該当するものです。農地法第4条の例外で、農地法第5条は対象にならないものです。（以下議案集により朗読説明）こちらにつきましては、昭和55年頃に設置されておられますので始末書を提出して頂いております。事務局からは以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（4）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集42ページをご覧ください。報告事項（4）「農業相談について」です。相談日は令和4年6月1日（水）津久志自治センターで荻田委員・吉儀委員が相談員となりまして行いました。2件相談がありまして1件目につきましては、農地転用について、農地に建物を建てて20年以上経過している。どのような手続きをしたら良いか教えてほしい。墓地を移設したいと考えているが、手続きを教えてほしい。ということでした。農地転用する場合、4条申請が必要になるが、現在、建物が建って20年以上経過しているのであれば、始末書と合わせて非農地証明申請を提出してもらう、申請前には建物部分の分筆が必要になる。また、墓地に必要な面積により、転用面積が決まるため、まずは、どのような配置になるか決めてもらい、再度、相談していただくよう依頼させて頂いております。続いて2件目ですが、相談内容が、農地の確認について、相続で農地等を取得したが、場所が分からないので図面を貰う事は出来るかという事と、数枚の田を一枚にしているが、どの様にしたら良いかという事でご相談いただきました。回答につきましては、図面につきましては農業委員会事務局の方へ来ていただければ、お渡しすることは出来ますが、農地以外の図面も必要なら、せらにし支所で交付してもらう事は可能という事もお話をさせて頂いています。また、基本的には現状と地積図はあわせてもらう必要があると言う事で説明しております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

（連絡事項）

議長 それでは、連絡事項（1）「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集44ページをご覧ください。連絡事項（1）「今後の日程」でございます。（以下、議案集により朗読説明）

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
7月6日	農業相談	小国自治センター	安井委員 折元委員	9:30~
7月11日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
7月25日	第7回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場 南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

以上です。

議長

はい、その他、事務局から何かございますか。

事務局

はい、本日配布の「今年度の農地中間管理事業の貸し付け希望者用の申請の用紙について」貸し付けを希望される方につきましては、こちらの貸付希望申込書の方へ記入し、産業振興課の担当係へ提出していただくようになります。農地を誰かに貸したいと言う相談がございましたら、こういった農地管理事業の説明も委員さんでしていただけたらと思います。

もう一件、例年開催させて頂いております農地パトロールの関係でございますが、今年度につきましてはタブレットを活用したいと先月の総会でも説明しておりましたが、農業会議に確認しましたら、早くとも10月以降でないとタブレットの所有が出来ないと言う連絡がございましたので、大変ご迷惑をおかけするんですが、昨年度と同じように紙を使ってパトロールをしないといけなくなりました。後日、最適化推進委員さん等にはご説明させていただきたいと思っております。以上です。

議長

はい、委員の方から、何か連絡があるでしょうか。

議長

はい、8番委員。

8番

農地パトロールを7月以降にやろうと思っていたけれども、タブレットの導入が10月になった。ということで例年通りペーパーでお願いしますと言うことは分かったんですが、説明会と言うのはもうされないんですか。

事務局

はい、昨年と同様の方法になりますので、説明会と言うのは開かずにですね、それぞれの委員さんには電話で状況について説明した後に、様式等送付していきたいと考えております。

8番

もう一つ、今の件で、初め6月から言うことだったのが、7月に動いて、やはりできなくなったよと言うので、今まで通りお願いしますと言うふうなことは、最適化推進委員さんへきっちりした説明はされるということですか。

事務局

はい。

8番

はい、分かりました。以上です。

議長

はいそれでは、他にございますでしょうか。

議長

はい、ありがとうございました。これを持ちまして第6回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは、8番委員から14番委員さんでお願いしますよろしくお願ひいたします。

(閉会)

(14時21分)